

項 目	主 要 施 策 ・ 成 果 ・ 予 算 執 行 実 績			
1. 総 括	後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき75歳以上（65歳以上で一定の障害があると認定された方を含む。）の方を対象としている。北海道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合は保険者として医療の給付等を行い、各市町村は広域連合で賦課した保険料の徴収、収納業務及び各種申請等の窓口業務を行っている。 歳入の状況は、広域連合に納付する保険料が過年度分を含め84,909千円で、そのうち現年度分の収納率は99.48%となった。一般会計からの繰入金は、32,944千円で、このうち保険基盤安定繰入金24,152千円は収納した保険料同様、運営保険者である広域連合へ負担金として納付した。そのほかの歳出の状況は、事務担当者の人件費及び事務諸経費で8,791千円、このうち広域連合へ事務諸経費相当分として納める事務費負担金が3,611千円となった。			
2. 保 険 料 の 状 況	1. 保険料率			
	区 分		税 率 等	
	均等割 (一人当たりの額)		52,953円	
	所得割 (本人の所得に応じた額)		(所得－43万円) × 11.79%	
	賦課限度額		80万円	
	2. 保険料収納状況			
	(1) 普通徴収分 () 前年度			
	区 分	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計
	調 定 額	(33,548,900) 34,828,500円	(248,000) 386,400円	(33,796,900) 35,214,900円
	収 納 額	(33,156,100) 34,650,200円	(244,200) 269,100円	(33,400,300) 34,919,300円
不納欠損額	(6,400) 0円	(3,800) 0円	(10,200) 0円	
未 収 額	(386,400) 178,300円	(0) 117,300円	(386,400) 295,600円	
収 納 率	(98.82) 99.48%	(98.46) 69.64%	(98.82) 99.16%	
(2) 特別徴収分 () 前年度				
区 分	現 年 度 分			
調 定 額	(47,869,300) 49,810,000円			
収 納 額	(47,878,600) 49,990,300円			
未 収 額	(0) 0円			
収 納 率	(100.01) 100.36%			

項 目	主 要 施 策 ・ 成 果 ・ 予 算 執 行 実 績			
3. 保険給付 状 況	1. 給付状況（参考数値：提供 北海道後期高齢者医療広域連合） （ ）前年度 ※印は集計対象外			
	区 分	件 数	日数・食数	給付額（円）
	入 院	(866) 982	(15,418) 18,982	(392,841,242) 459,340,312
	入 院 外	(14,410) 14,345	(20,060) 19,524	(185,435,557) 176,754,244
	歯 科	(1,394) 1,637	(2,500) 2,878	(23,445,447) 25,666,303
	調 剤	(11,442) 11,245	(－) －	(146,793,594) 135,091,070
	食 事 療 養 費	※ (791) ※ 900	※ (36,393) ※ 43,783	(14,442,396) 18,196,773
	訪問看護療養費	(1) 1	(2) 2	(17,232) 47,192
	高 額 療 養 費	(－) －	(－) －	(43,108,153) 43,494,366
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	(－) －	(－) －	(865,168) 720,806
	計	(28,113) 28,210	(37,980) 41,386	(806,948,789) 859,311,066
	療 養 費	(323) 361	(－) －	(2,214,595) 1,872,079
	合 計	(28,436) 28,571	(37,980) 41,386	(809,163,384) 861,183,145
	高額療養費の自己負担限度額（月額）			
	区 分	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）	
	現 役 並 み 所 得 者	現役Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%（※1）	
		現役Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%（※2）	
		現役Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%（※3）	
	一 定 以 上 所 得 者	一般Ⅱ	18,000 円（※4）	57,600 円（※3）
	一 般	一般Ⅰ		
	住 民 税 非 課 税 世 帯	区分Ⅱ	8,000 円（※4）	24,600 円
		区分Ⅰ		15,000 円
	※1・2・3～多数回該当の場合（世帯において過去12か月以内に3回以上限度額に達したときの4回目から）の限度額は、※1が140,100円、※2が93,000円、※3が44,400円となる。			
	※4～年間（8月から翌年7月まで）の限度額は144,000円となる。			